

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年3月22日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1） 路線名 吉里吉里釜石線
  - （2） 供用開始の区間 釜石市片岸町第10地割19番28地先から32番42地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成28年3月24日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成28年3月22日から同年4月22日まで
- 
- 2（1） 路線名 吉浜上荒川線
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 釜石市唐丹町字向115番1地先内
    - イ 釜石市唐丹町字向127番13地先から127番1地先まで
    - ウ 釜石市唐丹町字向142番1地先から18番1地先まで
    - エ 釜石市唐丹町字下荒川17番4地先から17番2地先まで
    - オ 釜石市唐丹町字下荒川16番2地先から15番2地先まで
    - カ 釜石市唐丹町字下荒川15番2地先から14番2地先まで
    - キ 釜石市唐丹町字下荒川14番2地先から13番2地先まで
    - ク 釜石市唐丹町字下荒川13番2地先から11番1地先まで
    - ケ 釜石市唐丹町字下荒川10番1地先から10番2地先まで
    - コ 釜石市唐丹町字下荒川10番2地先から3番2地先まで
    - サ 釜石市唐丹町字下荒川6番2地先から50番1地先まで
    - シ 釜石市唐丹町字下荒川62番1地先から135番3地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成28年3月22日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成28年3月22日から同年4月22日まで